



2024年8月27日

各位

会社名 株式会社ブレインパッド
代表者名 代表取締役社長 CEO 関口 朋宏
(コード番号：3655 東証プライム)
問合せ先 執行役員 CFO 新木 菜月
(TEL. 03-6721-7701)

事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）の導入に関するお知らせ

当社は、2024年8月27日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）（以下「本制度」という）の導入を決議し、本制度に関連する議案を、2024年9月26日開催予定の当社第21回定時株主総会（以下「本株主総会」という）に付議することといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的および条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く、以下「対象取締役」という）に、当社の企業価値の向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度の導入は、本株主総会において、株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2021年9月29日開催の当社第18回定時株主総会において、年額1億2千万円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）とすることについてご承認いただいております。また、2021年9月29日開催の第18回定時株主総会において、上記の金銭報酬枠とは別枠で譲渡制限付株式に関する報酬等（以下、かかる報酬等に係る制度を「譲渡制限付株式報酬制度」という）として対象取締役に対して年額7千万円以内の金銭報酬債権を支給することおよび対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は年4万5千株以内とすること等につき、ご承認をいただいております。本株主総会では、本制度の導入に伴い、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の既存の金銭報酬枠および譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠とは別枠で対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

各対象取締役への具体的な交付の時期および内容については、その報酬枠の範囲内にて、以下に定める内容に従い、当社の取締役会において決定することといたします。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」という。なお、当初の対象期間は、2024年7月1日から2026年6月30日までの2事業年度とする）中の数値目標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成割合等に応じて算定される数の当社普通株式を、対象取締役の報酬等として付与する業績連動型の報酬制度であります。したがって、本制度は業績の数値目標の達成割合等に応じて当社普通株式を交付するものであり、本制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付するか否かおよび交付する株式数は確定していません。

3. 本制度における報酬等の内容

(1) 本制度における報酬等の算定方法

当社は、本制度において、①対象取締役の役位毎に設定した基準交付株式数に、②当社取締役会で決定した業績の数値目標の達成度、ならびに、③役務提供期間比率等を乗じて各対象取締役に割り当てる株式の数（以下「最終交付株式数」という）および支給する金額（以下「最終支給金額」という）を決定いたします。

当社は、対象取締役に対し、当該対象取締役が割当てを受ける株式数に、割当てを受ける当社普通株式の払込金額を乗じることにより算定された額の金銭報酬債権を支給し、各対象取締役による当該金銭報酬債権の現物出資と引換えに、各対象取締役に当社普通株式を割り当てます。なお、割当てを受ける当社普通株式の払込金額は、当該割当ての決定に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利としない範囲で当社取締役会が決定した額といたします。

以上の各対象取締役に割り当てる株式数および支給する金銭の額は、以下の算定式に従って算定いたします。

【算定式】

最終交付株式数＝基準交付株式数（①）×業績目標達成度（②）×役務提供期間比率（③）×50%

最終支給金額＝基準交付株式数（①）×業績目標達成度（②）×役務提供期間比率（③）×交付時
株価（④）×50%

- ①「基準交付株式数」は、対象取締役の役位に応じて、当社取締役会において決定します。
②「業績目標達成度」は、評価期間の最終事業年度における当社の取締役会で定める評価指標の達成割合に応じて、0%から100%までの範囲で、割り当てる株式数および支給する金銭の額のそれぞれについて、当社取締役会において決定します。

当初の評価期間における評価指標は、評価期間の最終事業年度に係る確定した連結貸借対照表および連結損益計算書により算定される連結売上高および連結 EBITDA マージンとし、業績目標達成度は、以下のとおりとすることを想定しております。

業績目標達成度＝連結売上高の支給率×50%＋連結 EBITDA マージンの支給率×50%

連結売上高	支給率
150 億円以上	100%
140 億円以上 150 億円未満	50%
140 億円未満	0%
連結 EBITDA マージン	支給率
16%以上	100%
14%以上 16%未満	50%
14%未満	0%

- ③「役務提供期間比率」は、在任月数を評価期間の月数で除した比率とします。
④「交付時株価」は、当該支給の決定に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

(2) 本制度における報酬等の上限

当社が本制度に基づき各評価期間に関して対象取締役に交付する株式数は合計年 6 万 2 千株以内、支給する金銭報酬債権の額は合計年 48 百万円以内、最終支給金額は合計年 48 百万円以内といたします。なお、当社の取締役会において、当社が本制度に基づき各評価期間に関して各対象取締役に交付する株式数、支給する金銭報酬（金銭報酬債権を含む）の額の上限を定めるものといたします。

(3) 本制度に基づく報酬等を受ける権利の喪失事由

対象取締役は、当社取締役会において定める一定の非違行為、当社取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、本制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失することといたします。

(4) 株式の併合・分割等による調整

本制度に基づく株式の交付までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含む。以下同じ）によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度の算定に係る株式数を調整します。

以上